

USANA[®]



ユサナ会員規約

ユサナ・ビジネスの考え方

1

会員は、自分の行動が、自分自身だけではなく、他アソシエイト会員のビジネス、さらにユサナ・ビジネス全体のイメージ形成に大きな影響を持つものであることを認識し、各種法令、規則、条例および会員規約等を遵守し、円満な人格、率直さをもって、常に責任ある行動をとりましょう。

2

会員は、このビジネスが良好な人間関係の基に、信頼関係を築くことによって成り立つビジネスであることを自覚し、常に相手の立場を尊重し、真摯な態度で対応しましょう。

アソシエイト会員の特典

- ユサナ社が提供するコンペンセーションプランに参し、製品の売上げ実績に応じたコミッションやボーナスを得ることができます。
- 新しいアソシエイト会員およびカスタマ会員のスポンサー（紹介者）になることができます。
- 愛用価格で購入した製品を一般のお客様に販売し、その際に小売り差益を得ることができます。
- ユサナ社の資料および会員だけの情報が得られます。
- ユサナ社が主催するイベント等の参加（所定の費用を支った上で）、およびサービスやサポートを利用できます。

ユサナ会員規約

会員規約の目的及び変更

ユサナ会員規約（以下「会員規約」という）は、ユサナ・ヘルス・サイエンス・ジャパン合同会社（以下「ユサナ社」という）とアソシエイト会員（以下「会員」という）との間の契約上、相互に重要な規定を定めるものです。

本会員規約、会員登録申込書、コンペンセーション・プランの3つが一体となって、ユサナ社の会員との登録にかかる全契約の条件を構成するものとします。

ユサナ社は、正式な広報手段（ホームページ、メール）を通じて、30日前の告知により、契約に変更を加える権利を有します。各会員は、ユサナ社より告知が発表された日より30日後から、その変更の効力が生じ、契約に有効な規定として組み込まれ、会員であり続けることにより、変更を受け入れ同意したものとします。

第1部 定義

1.1 アソシエイト会員

完全に独立した事業主であり、一般消費者への再販または自己消費のためにユサナ社の製品を購入し、製品の小売販売やスポンサー活動を行い、コンペンセーション・プランの規定に則ってコミッションやボーナスを受け取る資格を有する会員。アソシエイト会員とユサナ社との関係は、契約によって規律されます。

1.2 カスタマ会員

自己消費を目的として、ユサナ社から直接、愛用価格で製品を購入できる会員。ただし、販売活動やスポンサー活動は行えず、コミッションやボーナスを得る資格はありません。会員登録料、更新料は無料です。

1.3 スポンサー（紹介者）

新しいアソシエイト会員またはカスタマ会員として、第三者をユサナ社へ紹介したアソシエイト会員。

1.4 ID番号（会員番号）

各アソシエイト会員、カスタマ会員に発行される個別の番号。製品の注文、各種サービスの利用、手続き等をする際に必要となります。

1.5 会員登録料

アソシエイト会員として登録するために支払うべき費用。ユサナ社が「アソシエイト会員登録申込兼同意書」を受理し、会員登録料4,000円（消費税別）の入金を確認されると、「スターターキット」（会員規約1-9参照）が当該アソシエイト会員宛に送付されます。クーリングオフによる契約の解約の場合以外は返金されません。

1.6 アソシエイト会員登録申込書兼同意書・カスタマ会員登録申込書

ユサナ社とアソシエイト会員およびカスタマ会員との間の契約の一部を構成するもので、アソシエイト会員またはカスタマ会員登録希望者によって提出され、ユサナ社によって受け入れられ承認された時に契約が成立します。アソシエイト会員またはカスタマ会員登録希望者に関する情報を記載するものであり、会員になることを申し込んでいる本人が記入、自署します。これには会員登録の申込前に、アソシエイト会員またはカスタマ会員登録希望者が熟読し、理解しておくべき契約内容にかかる重要な事項が記載されています。

1.7 会員規約

アソシエイト会員の契約内容やどのようにビジネス活動を行うべきか定めたユサナ社の規約。

1.8 ユサナ・ご紹介キット（特定商取引に関する法律上の概要書面）

特定商取引に関する法律（以下「特商法」という）の下でアソシエイト会員およびカスタマ会員登録希望者が、契約をユサナ社との間で締結する前に、下記の重要事項を熟知するために、スポンサーとなるアソシエイト会員からアソシエイト会員登録希望者またはカスタマ会員登録希望者へ提供される書面（特商法第37条1項に定める概要書面を含む）。

この「ユサナ・ご紹介キット」は、次の書類で構成されています。

- ①会員登録のご案内/ユサナの会員登録をお考えの皆様へ
- ②ユサナのご紹介（概要書面）
- ③製品カタログ
- ④製品一覧表/製品価格表
- ⑤アソシエイト会員登録申込兼同意書
- ⑥製品購入申込書
- ⑦会員登録申込書返送用封筒

重要事項：

- (1) ユサナ社の名称、住所、電話番号、代表者の氏名
- (2) 製品の種類およびその性能もしくは品質、その他の製品に関する重要事項
- (3) 製品名
- (4) 製品の販売価格、引渡し時期および方法等の販売条件等に関する重要事項
- (5) 代金の支払方法、再販売に関する取り決め
- (6) 特定利益に関する事項
- (7) 特定負担に関する事項
- (8) 契約の解除（クーリングオフを含む）の条件、その他の契約に関する重要事項
- (9) 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項
- (10) 特商法第34条に規定する禁止行為に関する事項

1.9 スターターキット（特定商取引に関する法律上の契約書面を含む）

特商法の下で契約の締結後、下記の重要事項について告知するために、契約したアソシエイト会員へ、遅滞なく送られる書面（特商法第37条2項に定める契約書面を含む）。この「スターターキット」は、次の書類で構成されています。

- ①契約手続き完了に関するお知らせ（ようこそユサナへ）
- ②製品カタログ、ユサナ製品一覧表と価格表
- ③契約情報案内（ユサナへのご案内）
- ④販売促進資料

重要事項：

- (1) ユサナ社の代表者名、会社住所、電話番号
- (2) 製品の種類およびその性能、品質等に関する重要事項
- (3) 製品の再販売、受託販売、販売のあっせんについての条件に関する事項
- (4) 特定負担に関する事項
- (5) クーリングオフおよび契約の解除に関する事項
- (6) その他経済産業省令で定められた事項

1.10 コンペンセーション・プラン

ユサナ社から会員へ支払われるコミッションやボーナスについて規定する報酬制度、またはこれを記載した書面。

1.11 アクティブ

コミッションを受け取る権利を有する状態。ビジネスセンター（会員規約1-12参照）を立ち上げ時は、200ポイント以上、その後は4週毎に、1ビジネスセンターの場合は100ポイント以上、複数のビジネスセンターの場合は200ポイント以上の製品等をPSV（会員規約1-14参照）として購入している状態。

1.12 BC（ビジネスセンター）

コミッションを得るためのポジション。200ポイント以上のユサナ社の製品購入により、ビジネスセンターは立ち上がり、コミッションを受け取る権利がある状態（アクティブ）となる。全てのビジネスセンターには、組織上同列の2種類のダウンライン（それぞれを「右」及び「左」といいます。）があり、新しい会員は各ビジネスセンターの左又は右いずれかに位置付けられる。

1.13 P（ポイント）

各製品の購入および寄付によって得られ、コミッションの計算の基となる数値。

1.14 PSV（パーソナル・セールス・ボリューム）

自分自身のビジネスセンターを立ち上げおよびアクティブにするために、自分自身が製品等を購入した場合に得られるポイント。オートオーダーのポイントは、全てPSVとなります。

1.15 GSV（グループ・セールス・ボリューム）

自身のビジネスセンターの左・右に属するそれぞれのアソシエイト会員およびカスタマ会員が、購入した製品のポイントを合計したもの。

1.16 アップライン

アソシエイト会員のビジネスセンターの上に属するアソシエイト会員やグループ。

1.17 ダウンライン

アソシエイト会員のビジネスセンターの下（左・右）に属するアソシエイト会員やグループ。

1.18 プレースメント

ビジネスセンターを配置した位置。または配置すること。

1.19 コミッション

コンペンセーション・プランに則って、ダウンラインの購入実績に応じてユサナ社がアソシエイト会員へ支払う報酬。コミッションの支払は、週ごとに計算され、翌週に支払われます。

1.20 CVP（コミッション・ボリューム・ポイント）

自身のビジネスセンターの左・右に属するアソシエイト会員およびカスタマ会員の実績に応じて、ポイントの少ない側を基に計算されたポイント。1コミッション・ボリューム・ポイントは、1米ドルとなり、ユサナ社があらかじめ設定した換算レートに従って、会員へコミッションを支払う。

1.21 ボーナス

コミッション以外で、条件等を満たした会員へ支払われるリーダーシップ・ボーナス、マッチングボーナス、エリートボーナス各種コンテストおよびプロモーションの特典や賞金等。

り、コミッションを得るためのBC（ビジネスセンター）を開設するには、累計で200P（ポイント）以上の製品購入が必要であることを必ず説明してください。

- (3) アソシエイト会員登録希望者が内容を十分に理解した上で、同封されている「アソシエイト会員登録申込兼同意書」の必要事項を、アソシエイト会員登録希望者自身に記入してもらってください。
- (4) 「会員登録申込書」の「会社控」の原本をユサナ社へ提出してください。FAXで送信、またはオンライン上から申込む場合にも、「会社控」の原本を必ずユサナ社へ送付してください。「本人控」はアソシエイト会員登録希望者ご本人に大切に保管していただいでください。また、アソシエイト会員登録希望者からは、ユサナ社へ会員登録料：4,000円（消費税別）の支払いが必要です。
- (5) アソシエイト会員登録希望者は、ユサナ社の審査および承認の上、アソシエイト会員資格を取得することができます。承認後、ユサナ社は、アソシエイト会員登録希望者へ「スターターキット」を交付します。「スターターキット」を発送した日が、契約締結手続き完了日となり、その時点から契約の効力が生じます。同時にアソシエイト会員には個別のID番号が発行されます。

(B) カスタマ会員の登録を申込むときは、以下の手順に沿ってください。

- (1) スポンサーは、「カスタマ会員登録申込書」をカスタマ会員登録希望者へ交付してください。
- (2) 「カスタマ会員登録申込書」の裏面に記載されている内容に基づき、十分に説明し、理解してもらってください。会員登録料・更新料は無料であることを必ず説明してください。
- (3) カスタマ会員登録希望者が、内容を十分に理解してもらった上で、「カスタマ会員登録申込書」の必要事項をカスタマ会員登録希望者自身に記入してもらってください。
- (4) 「カスタマ会員登録申込書」をユサナ社へ提出してください。FAXで送信、またはオンライン上から申込むことができます。
- (5) ユサナ社が、カスタマ会員登録の入力を完了した日をもって、契約締結手続き完了日となります。ユサナ社が登録を承認した場合、カスタマ会員には個別のID番号が発行され、製品に同梱される納品明細書に記載されます。

2.2 会員登録の資格条件

(A) アソシエイト会員の場合

- (1) 満20歳以上であること。
- (2) 学生（例えば、大学生、大学院生、短大生、高等専門学校生、各種専門学校生、予備校生）でないこと。
- (3) 個人、法人を問わず会員資格を有していないこと。*
- (4) 会員登録およびビジネス活動は、登録者本人に限ること。
- (5) 会員資格の喪失後、6ヶ月以上が経過していること。
- (6) 日本に居住しており、会員登録を希望する本人が居住している住所であること。外国籍の場合、外国人登録証明書を所持し、日本国内でのスポンサー活動および販売活動が認められる在留資格を得ていること。
- (7) 日本国内で振込ができる登録者本人名義の金融口座を有していること。
- (8) 暴力団等の反社会的組織や団体との関係を有していないこと。
- (9) 法人として登録する場合は、「アソシエイト会員登録申込兼同意書」と共に所定の法人登録書に必要事項を記載の上、代表資格のある役員が署名・捺印し、登記簿謄本（取得発行日より3ヶ月以内の原本）を添えて提出すること。

(B) カスタマ会員の場合

- (1) 満20歳以上であること。
- (2) 学生（例えば、大学生、大学院生、短大生、高等専門学校生、各種専門学校生、予備校生）でないこと。
- (3) アソシエイト会員およびカスタマ会員資格いずれの資格も有していないこと。*
- (4) 会員登録および製品購入は、登録者本人に限ること。
- (5) 日本に居住しており、会員登録を希望する本人が居住している住所であること。外国籍の場合、外国人登録証明書を所持

第2部 会員登録について

2.1 会員登録の申込み方法

(A) アソシエイト会員の登録を申込むときは、以下の手順に沿ってください。

- (1) スポンサーは、「ユサナ・ご紹介キット」を無料で、アソシエイト会員登録希望者へ交付してください。
- (2) 同封されている「ユサナのご紹介（概要書面）」や「会員登録申込書」の記載されている内容に基づき、製品、ビジネス等について十分説明してください。アソシエイト会員になるために必要な費用は、「会員登録料4,000円（消費税別）」であ

し、日本国内での在留資格を得ていること。

＊夫婦のいずれかが、既に会員資格を有している場合、新たに会員申込する一方のプレースメントは、既に登録しているいずれかのダウンロードに限定されます。ユサナ社は、夫婦を一つの【個人】とみなし、夫婦のいずれかが会員資格を喪失した場合、会員資格を有していない一方も同様に会員資格を喪失したとみなします。

●上記の条件および「アソシエイト会員登録申込書兼同意書」に記入された情報について、必要な場合はそれに準ずる証明の提出を依頼する場合があります。

●上記の資格条件を満たす場合でも、会員登録を受けるかどうか承認する最終的な権利はユサナ社にあり、理由の如何にかかわらず、会員登録を承認しない場合があります。

「アソシエイト会員登録兼同意書」は、正確に事実と照らし合わせて記載してください。ユサナ社は、登録時もしくは登録後、この資格条件を満たしていない、もしくは事実と反する記載が判明した場合、当該登録にかかる全ての契約を解約および実績を無効とする場合があります。

2.3 共同申込者

会員は、共同申込者を登録することができます。共同申込者は、会員登録の資格条件（会員規約2-2参照）を満たしていることが必要です。「アソシエイト会員登録申込書兼同意書」もしくは所定の用紙に必要事項を記載の上、ユサナ社へ提出してください。ユサナ社は審査の上、ユサナ社所定の判断基準により、承認します。共同申込者は、ビジネス・パートナーとして会員と同様の権利を保有し、会社に対して債務や契約違反行為がある場合、連帯して責任を負います。会員は、共同申込者に対し、「ユサナ・ご紹介キット」および「スターターキット」の内容を十分説明し、各種法令、規則および会員規約等を遵守してビジネス活動をするように指導してください。但し、既存の会員資格に共同申込者を追加する場合、現在に到るまで一度も会員登録をしたことがない申込者に限り追加が可能です（夫婦を除く）。

2.4 会員登録内容の変更

「アソシエイト会員登録申込書兼同意書」の記載事項に変更または訂正があった場合は、所定の用紙に変更・訂正事項、その他の必要事項を記載の上、ユサナ社へ提出してください。変更の都度ユサナ社へ通知することは、会員の責任です。また、変更・訂正事項が法律上の要件を満たす場合は（例えば婚姻、養子縁組等の氏名の変更など）、当該要件を証明できる書面を添付してください。変更の内容によっては、ユサナ社は審査の上、変更を承認しない場合があります。

2.5 会員資格の共同所有の解消

契約締結手続き後6ヶ月以上が経過している会員は、共同所有を解消することができます。会員資格の共同所有を解消する場合は、所定の用紙に必要事項を記載の上、ユサナ社へ提出してください。アップライン及びダウンラインへの影響等を考え審査の上、ユサナ社所定の判断基準により承認します。共同所有を解消した場合、いずれか一方が引き続きその会員資格を保有し、自動的に一方は、会員の資格を喪失します。双方共に会員資格を保持しダウンロードを分割することや、コミッションを分割して受け取ることはできません。

2.6 会員資格の更新

(A) 会員資格の有効期限は、契約締結手続き完了日から1年間です。
(B) 会員資格の更新を望む場合は、1年毎に年間更新料として2,000円（消費税別）をユサナ社にお支払いいただきます。更新するか否かは、各会員の判断に委ねられますが、アクティブ（会員規約1-11参照）な場合は、自動更新の制度を利用することができます。有効期限経過後も会員資格が更新されない場合は、会員資格を更新する意思がないものとみなし、会員資格にかかる一切の契約は解約されます。なお、会員規約12-2に該当するとユサナ社が判断した場合、会員資格の更新を承認しない場合があります。

2.7 スポンサー及びプレースメントの変更

スポンサー及びプレースメントの変更を申請する場合、所定の用

紙に必要事項を記載の上、ユサナ社へ提出してください。ユサナ社は、下記の条件を満たした場合、審査の上、スポンサー及びプレースメント変更を認める場合があります。

(A) 変更の申請条件

- (1) 契約締結手続き完了日から起算して10日以内であること。
- (2) ダウンラインができていないこと。
- (3) 変更を希望する会員、現在のスポンサーおよび変更後のスポンサーからの同意書が提出されること。
- (4) 変更手数料1,200円（消費税別）が支払われること。

上記の条件で変更が妥当であると、ユサナ社が判断した場合、ポイント及びコミッションは、その変更内容に沿って調整されます。

2.8 会員資格の譲渡について

いかなる個人または法人に対する会員資格の譲渡は、ユサナ社所定の審査および承認が必要です。承認を得るための条件および手続きは、下記のとおりです。

(A) 譲渡を行う会員の条件

- (1) ユサナ社所定の判断基準により、健全なビジネスを行っている会員であること。
- (2) ユサナ社に対しての債務残高がないこと。
- (3) 譲渡を受ける本人へ、「ユサナ・ご紹介キット」を交付し、会員規約、コンペンセーション・プラン、製品、ダウンロードの会員、その他ユサナ・ビジネスに関わる事項について、十分に説明を行い、同意を得ること。
- (4) アップライン、ダウンラインに影響を与えないようにすること。
- (5) 個々のBCを分割することなく全て譲渡すること。

(B) 譲渡を受ける本人の条件

- (1) ユサナ社の会員として登録できる条件を満たしていること（会員規約2-2参照）。
- (2) 現在に至るまで、一度も会員登録をしたことがないこと。配偶者および扶養家族も同様に、会員登録をしたことがないこと。
- (3) ユサナ社が、会員としての責任と義務を充分履行できることを承認していること。

(C) 譲渡の手続き

所定の用紙、「アソシエイト会員登録申込書兼同意書」に必要事項を記載の上、ユサナ社へ提出してください。所定の手数料9,000円（消費税別）と共に会員登録料4,000円（消費税別）を支払うことが必要です。譲渡完了後、ユサナ社は、譲渡を受ける本人へ「スターターキット」を送付します。

ユサナ社は、譲渡について申請された条件の他、別途追加条件を要求する権利を有します。また、会員が会員規約に反して譲渡を行ったとユサナ社が判断した場合は、当該譲渡は無効となります。なお、全ての条件を満たす場合でも、ユサナ社所定の判断基準により、譲渡を承認しない場合があります。

2.9 相続

会員が死亡または完全な行為能力を喪失した場合、契約は終了します。但し、承継人は当該会員のコミッション及びダウンロードに対する権利及び一切の責任を下記の条件により、承継することができます。

- (A) 承継人が、会員として登録できる条件を満たしていること（会員規約2-2参照）。
- (B) 承継人は、ユサナ社へ以下の書類を提出すること。
 - (1) 当該会員が死亡または完全な行為能力を喪失したことを証明するもの。
 - (2) 遺言、遺産分割協議書、または当該承継人が当該会員の権利を承継したこと（または代表できること）を証明するもの。
 - (3) 承継人の「会員登録申込書」。

- (C) 相続申出の時点で、承継人が会員資格を所有している場合でも、両方の会員資格を保有することができます（会員規約2-2、A-3の例外として）。

尚、(B) -②に該当する書類がなく、当該会員の死亡した日から6ヶ月以内に当該会員の相続人からユサナ社へ連絡がない場合、相続は無効となります。

2.10 会員の再登録

会員が、再登録する場合には下記の条件が適用され、いずれかのスポンサーの下で、新たに会員登録の申込みができます。

- (A) 解約の効力を発生した日から、6ヶ月以上が経過していること。
- (B) 12ヶ月間連続でアクティブの状態でないこと（現会員資格の解約手続きが必要です）。

第3部 アソシエイト会員の責任

3.1 独立事業者

アソシエイト会員は、個人または法人にかかわらず全て独立した事業者です。ユサナ社の従業員、代理人、共同経営者または合併事業のパートナー等には該当せず、ユサナ社のアソシエイト会員であることを常に明確にしてください。

例えば、会員は、電話（留守番電話やボイスメールを含む）、FAX、電子メールなどの通信媒体で相手に対し応対する場合、ユサナ社もしくはその他の営業所から連絡をしていると思わせるような応対をしないでください。

会員は、全ての言動に責任を負い、その言動に起因するあらゆる損害に対して、ユサナ社がその責任を負うものではありません。また、会員の家族（当該会員の配偶者や扶養家族）が、会員規約に違反する行為に従事した場合、その行為は当該会員の違反行為とみなします。

3.2 法律等遵守

会員は、あらゆる法令、規則および会員規約等を遵守してください。特に下記についてその内容を十分に理解し、遵守してください。

- (A) 特定商取引に関する法律
- (B) 薬事法
- (C) 不当景品類および不当表示防止法（いわゆる景品表示法）
- (D) 契約（会員規約、会員登録申込書、コンペンセーション・プラン）また、会員は、国税、県税、市町村税その他の税金および小売販売に課税される消費税など法の下で会員に課される税金を支払う義務があります。

会員による違法行為や非倫理的・反社会的行為が発覚した場合、ユサナ社は、ユサナ社所定の判断基準をもって当該会員に対して、会員資格の解約処分を含む、厳正な措置を科します。

3.3 遵守及び禁止行為規定

ユサナ社と会員が行う活動は、消費者保護および流通の適正化を目的とする会員規約3-2に規定する「法律等遵守」および各都道府県の消費生活条例等により規制されています。ユサナ社は、会員との契約の締結・勧誘等に際し、次の事項を遵守し、会員は、契約の締結・勧誘等に際し、次の事項を遵守してください。

- (A) 勧誘を目的として、相手を訪問する際、勧誘に先立って会員氏名や会社の名称、訪問の目的をきちんと伝えること。
- (B) 重要な事実を故意に告げない行為をしないこと（例えば、クーリングオフを行使できることを故意に告げないこと）。
- (C) 製品の種類、品質、価格、特定負担、特定利益、契約の解約、その他相手の判断に影響を与える重要な事項などについて、事実でないことを告げたり、誇大な説明をしないこと（例えば、コミッションが確実、又は簡単に得られると誤解させる説明）。
- (D) 契約を締結させ、又は契約の解除を妨げるために、相手方を威迫したり、困惑させないこと（例えば、無理やり製品の購入や会員登録を迫ること）。
- (E) 目的を告げないで説明会、セミナーおよび会合等に勧誘しないこと。

- (F) 電子メールによる広告活動、事前に受け取る相手の承認を得て行うこと。
- (G) 迷惑を覚えさせるような行為をしないこと（例えば、長時間にわたり、しつこく勧誘すること）。
- (H) 「ユサナ・ご紹介キット」を必ず交付し、その際十分な理解を得るために内容を口頭で説明すること（特にクーリングオフについては、書面を示しながら口頭で説明すること）。
- (I) 本人に無断で、会員登録をしたり、製品を購入しないこと。
- (J) 製品購入代金の立替えや融資の紹介、斡旋を行わないこと。
- (K) 契約締結の際、クーリングオフの行使を妨げるために、製品を無理やり使用させたり、消費させたりしないこと。
- (L) 相手の判断力の不足を悪用する行為や、相手の知識、経験および財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘行為をしないこと。
- (M) 合理的に消費および販売できる以上の製品を購入または販売することや、それを他の会員に奨励しないこと。
- (N) 製品は、その本来の容器に入った状態で販売すること（ラベルの付替え、製品の再包装、中身の詰替等の行為は、法的に問われる可能性があります）。
- (O) 一般消費者へ小売した際、会員はユサナ社が用意する「小売伝票」を必ず渡し、「アソシエイト控え」を5年間保有すること。万一、返品（クーリングオフ）の申出があった場合は、速やかに応じること。
- (P) 公序良俗に反する勧誘は行わないこと。

製品説明について

- (A) ユサナ社が提供する印刷物に記載された表現や内容に基づいた説明を行ってください。
- (B) 非合理的な根拠のない誇大な説明をしないでください。
- (C) いかなる製品に関しても、医療上の効果・効能があると印象を与えるような説明や、製品が特定の病気または疾患に有用であると勧めることは、薬事法により禁止されています。かかる行為は、それらの栄養補助食品もしくは化粧品が、医薬品または医薬部外品であると思わせるものとなるので、そのような説明を一切しないでください。

3.4 同業他社への参加・勧誘等

- (A) 会員は、次に掲げる限度で同業他社のビジネスに参加し、販売等の活動を行うことができます。
- (B) 但し、会員は、自らまたは第三者を通じて、ユサナ社の会員を同業他社へ勧誘することなどユサナ・ビジネスに関係のない活動（政治、宗教、他社ビジネス等を含みますがこれらに限りません）のために、ユサナの組織を利用してはけません。ユサナ社の組織は、ユサナ・ビジネスを紹介していくためのユサナ社固有の財産であり、この組織を他の目的に利用したり、この組織に関する情報を第三者へ開示することを禁止しています。
- (C) ゴールド・ディレクター以上の会員（コンペンセーション・プラン中級編18ページを参照）は、自らまたは第三者を通じて、同業他社のビジネスに参加していることが判明した場合、リーダーシップ・ボーナスおよびエリートボーナスの獲得資格が無くなります。
- (D) ユサナ社は、会員が同業他社の発行物やテープなどの販売促進ツールを作成することを禁止します。また、同業他社のリクルートや勧誘等のプロモーション資料に登場したり参照されることが、または会員氏名や写真の掲載や参照されることが許可することも禁止しています。
- (E) ユサナ社は、会員がユサナ社の行事、イベント、公演、会員が主催する説明会や公演等において、他の会員に対して、ユサナ社以外の製品もしくは資料、ユサナ社以外の事業にかかる製品もしくは役務の販売促進、または宣伝を禁止しています。また、ユサナの製品と同業他社の製品を関連づけて宣伝・販売することを禁止しています。
- (F) 会員は、他のユサナ社の会員に対し、現在の資格を解消して自分のダウンラインの下に入るよう説得すること、または説得を試みてはいけません。
- (G) 会員は、自らまたは第三者を通じて、同業他社のビジネスに参加していることが判明した場合、会員の重要な情報を含むチームマネージャーの利用資格が無くなります。

会員が、この条項に違反した場合、会員資格にかかる契約の解約処分を含む、厳重な措置の対象となります。この条項は会員との契約終了後も効力を有します。

3.5 チームマネージャー

チームマネージャーとは、当該会員及びそのダウンラインに限定された個人情報や、重要な情報が含まれており、会員のビジネス活動の促進、ダウンラインの支援・育成・その他のサービスを容易にする目的で、ユサナ社が会員に対して、オンラインで提供している有料サービスです。なお、通信料金が別途かかります。

チームマネージャーを利用するためには、下記の条件を満たしてください。

- (A) コミッション獲得資格の条件を満たしていること（会員規約11-1参照）。
- (B) 100P以上の製品をオートオーダーで購入していること。

個人情報保護法に基づき、チームマネージャーの利用に際しては、下記の条件を必ず遵守してください。

- (A) チームマネージャーは、ユサナ社の占有的な営業上の機密を含む重要な情報です。会員は当該情報の一部または全部を複製頒布、その他の方法で他の会員、同業他社その他の第三者に開示・漏洩してはなりません。
- (B) 会員資格の喪失後5年間は、いかなる理由であっても本人の代理並びに他人の代理として、下記の行為を禁止しています。
 - (1) 第三者にチームマネージャーの情報を公開すること。
 - (2) ユサナ社、他のアソシエイト会員およびカスタマ会員に対して不利益をもたらすような目的に、チームマネージャーの情報を使用すること。
 - (3) チームマネージャーに記載されているアソシエイト会員およびカスタマ会員に対して、他の同業他社への参加を勧誘すること。

この条項に違反した場合、ユサナ社は、当該会員または個人に対し、厳重な措置（会員規約13-3参照）や損害賠償を請求する権利を有します。この条項は会員との契約終了後も効力を有します。

3.6 大量在庫の購入禁止

ユサナ社は、コミッション、ボーナスの獲得およびランクの昇格を目的とした不合理な量の製品購入を禁止しています。会員は、4週間でも合理的に消費および販売できる以上の製品を購入することや、不合理な量の製品購入を他の会員へ奨励してはいけません。コミッション、ボーナスの獲得およびランクの昇格のみを目的とした、不合理な量の製品購入を抑制するため、5つ以上のビジネスセンター（未使用の追加ビジネスセンター権を含む）を保持している会員が受取れるコミッション、ボーナス額の最高限度は、毎週計上される総GSV（グループ・セールス・ボリューム）の25%までの数値をCVP（コミッション・ボリューム・ポイント）とした額とします。

また、総GSVの25%を超えたCVPは、当該会員のスポンサーへ支払われるマッチング・ボーナスにも反映されます。CVPが総GSVの25%を超えた会員は、次の期間、あらゆるボーナス（マッチング・ボーナス、リーダーシップ・ボーナス、エリートボーナス等を含みます）を獲得する資格が無くなります。1回目は13週間、1回目以降は25%を超える都度、52週間が追加されます。

3.7 欺瞞的活動と不利益行為

コンペンセーション・プランの操作は禁止されており、厳しい処分の対象となります。コンペンセーション・プランの操作には、コミッションやランクの獲得のために、現実的に販売・消費できない不必要な大量製品の購入、ダウンラインの会員番号を利用した製品購入、各種法令や無限連鎖講の防止に関する法律に抵触する活動等を含みます。そのような作為的な行為は、コミッション・ボーナスの支払停止や会員資格の解約処分を含む厳しい処分の対象となります。

会員による行為が、ユサナ社や他の会員に対して有害、破壊的、不正であるとユサナ社が判断した場合、ユサナ社は適切な処分を会員規約13-2の手続きによって決定し、対象会員へ通知します。

3.8 イベント等への参加

会員は、ユサナ社に関するミーティング、イベント等において、ユサナ社からの招待の有無に関わらず自身の意志で参加し、会場までの移動については危険と責任が伴います。ユサナ社がその責任を負うものではありません。

3.9 専門的な助言

会員は、法的、経済的、または他の専門的な助言について、ユサナ社に依存すべきではなく、プロのアドバイザーへ求めることが必要です。

3.10 誹謗中傷の禁止

会員は、他のユサナ会員のビジネス活動やユサナ社の従業員、ユサナ製品、コンペンセーションプランに対し誹謗中傷をしないください。この条項に違反した場合、厳重な措置の対象となります。

第4部 スポンサー

4.1 スポンサーの活動

会員は、第三者へ積極的にユサナの製品やビジネスを紹介することによって、アソシエイト会員またはカスタマ会員のスポンサーとなることができます。スポンサーになることは、紹介者としてビジネスを広げると同時に責務が伴います。

4.2 スポンサーの責務

スポンサーは、グループのリーダーとして、次の責務を果たしてください。

- (A) ユサナ社へ紹介した会員やダウンラインの会員が、法令、規則および会員規約の内容や条件等を適切に理解し、遵守するように指導すること。
- (B) ユサナ社へ紹介した会員やダウンラインの会員に対して、トレーニング、指導、激励等を行うこと。ダウンラインの会員と連絡を密に取り、質問等に対応できるようにすること。
- (C) 小売客、ダウンラインの会員、その他組織に関係する者との間で起きた問題を適宜介入し、友好的かつ速やかに解決すること。
- (D) 第三者（アソシエイト会員登録希望者もしくはカスタマ会員登録希望者）に、ユサナ社の製品、ビジネス、会員規約の内容等の契約条件を正しく説明し、伝えること。
 - (1) 会員規約2-1-AおよびBに規定される「会員登録の申込方法」に従い、アソシエイト会員登録希望者およびカスタマ会員登録希望者に対して「ユサナ・ご紹介キット」を無料で交付すること。
 - (2) 特商法に基づき、「ユサナ・ご紹介キット」の内容について十分に説明すること。

第5部 海外でのビジネス活動および登録国の変更

会員は、ユサナ・ヘルス・サイエンス社の正式な事業許可国においてのみ、ユサナ・ヘルス・サイエンス社の製品及びサービスを販売、宣伝することができます。日本以外の許可国においてビジネス活動を行う場合は、その国の適用法令及び会員規約を遵守してください。

登録国の変更

日本で会員登録している会員が、他の事業認可国へ転居・移転し、当該認可国で会員活動を行う場合には、会員登録国の変更手続きが必要です。当該会員は所定の用紙に必要事項を記載の上、ユサナ社へ提出すると共に各国所定の手数料を支払い、更に当該認可国の設立法人であるユサナ社で会員登録の手続（当該認可国の登録料等を支払うこと）をする必要があります。

他国から日本へ登録国の変更を行う場合、「アソシエイト会員登録申込兼同意書」に必要事項を記載の上、ユサナ社へ提出し、会員登録

録料4,000円（消費税別）を支払う必要があります。その場合、ユサナ社は、当該会員へ「スターターキット」を交付します。カスタム会員の登録国の変更にかかる費用は無料です。

第6部 広告宣伝および販売促進

6.1 広告宣伝

会員は、法令、規則および会員規約に則って、ユサナ社のビジネス、コンペンセーション・プラン及びユサナ製品の販売促進や宣伝活動を行ってください。会員は、下記の事項を遵守してください。

- (A) 会員は、ユサナ社が製作し、販売及び提供しているセールスエイドや資料のみを使用してビジネス活動を行ってください。
- (B) 会員は、ユサナ社の社名またはその製品等を付した販売促進用資料を自己製作し、販売してはいけません。販売促進資料とは、トレーニングやスポンサー活動に利用される資料、ビデオ、カセットテープ、DVD、カタログ、チラシ、パンフレット、ポスター、はがき、手紙、募集広告、電子メール、留守番電話メッセージ、その他不特定多数を対象として広告宣伝をする方法をいいます。
- (C) ゴールド・ディレクター以上の会員は、自己製作の販売促進用資料を使用して、ユサナ・ビジネス、コンペンセーション・プラン及びユサナ製品の販売促進や宣伝活動を行うことができます。しかし、ユサナ社の書面による事前の承認が必要です。ユサナ社により承認された資料を販売することは禁止されています。ユサナ社は、承認を取り消す権利を有し、会員は、取り消しによる損害に対して、ユサナ社へ請求することはできません。
- (D) ホームページを利用して広告宣伝する場合には、ユサナ社の書面による事前の承認が必要です。承認を得るためには、下記の条件を満たさなければなりません。
 - (1) 「コミッション獲得資格の条件」（会員規約11-1参照）を満たしている、ゴールド・ディレクター以上の会員であること。
 - (2) 当該ホームページが「特商法の広告に関する規定」（特商法第35条）の以下の表示事項を満たしていること。
 - 1. 製品の種類・製品名
 - 2. 取引に伴う特定負担に関する事項
 - 3. 取引により得られる特定利益に関する事項
 - 4. 広告をする者の氏名または名称、住所及び電話番号（法人の場合は、その法人の代表者または業務の責任者の氏名）
 - 5. ユサナ社の名称、住所、電話番号
 - 6. 契約の解除に関する事項
 - (3) 製品の性能、品質、特定負担、特定利益その他経済産業省令に定める事項につき、事実と相違する表示をし、または実際のものよりも優良でありもしくは有利であると人を誤認させるような誇大な表示をせず、製品の効能などについて、薬事法に抵触する表現がなされていないこと。
 - (4) 全てのホームページの内容を書面でユサナ社へ提出すること（一部内容を変更する場合も同様です）。

会員は、ユサナ社が製作し、販売及び提供しているセールスエイドや会社資料に記載にされていない、製品、サービス、およびコンペンセーション・プランに関する口頭や文書による説明に対して、全ての責任を負います。その行為によって生じた、いかなる損害賠償、または弁護士料を含む費用は、当該会員の責任となります。この条項は、会員との契約終了後も効力を有します。

6.2 ソーシャルメディア

アソシエイト会員は、以下の目的においてソーシャルメディア・サイト（Facebook, Twitter, Instagramなど）を使用することができます：

- (A) ユサナの活動に関する内容、およびユサナ社に関する内容についてコミュニケーションを行うため
- (B) ユサナの会員ではない個人を、アソシエイト会員のユサナ専用ウェブページ(Personal Web Page)を含むウェブコンテンツへ導くため
- (C) ユサナ教育ツールの投稿および、その他にユサナから承認されたコンテンツを投稿するため

- (D) ビジネス活動に関する内容：予定されているミーティングやイベントの宣伝、ユサナ公式ウェブサイトや公式ソーシャルメディア・サイトにリンクを貼ることで、製品やビジネスチャンスに関する宣伝と問い合わせを促すため

ソーシャルメディア上でユサナの宣伝活動を行う際に、アソシエイト会員は、ビジネスおよび製品説明に関連するすべての方針に従わなければなりません。

アソシエイト会員は、俗悪、卑猥、中傷的、脅迫とユサナが判断する内容の書き込みは避けなければなりません。また、投稿先のソーシャルメディア・サイトの利用規約に従ってください。また、「ユサナ」の名前や商標をご自分のFacebookページの名前やTwitterのハンドルネームなどに使用することはできません。ユサナは、不適切とみなされる投稿の削除をアソシエイト会員に要求することができます。

6.3 ユサナ社の商標、商号、ロゴの使用

ユサナ社の所有する商標、商号、ユサナロゴ、及び著作権等の権利は、ユサナ社に帰属し、会員が自らまたは第三者を通じて、複製及び転載することはできません。

- (A) 下記の行為については禁止されています。
 - (1) ユサナ社が主催する行事、イベント、公演等での内容を録音及び複製すること。
 - (2) ユサナ社の広報担当、代表者、公演者、役員及び取締役等によるプレゼンテーション又はスピーチを録音及び内容を複製すること。
 - (3) ユサナ社が製作したプレゼンテーション用のビデオテープ、CD、DVD等を複写及び複製すること。
 - (4) その他、上記に類する事項。
 - (5) 会員は、自らまたは第三者と通じて、いかなるインターネットドメイン名やEメールアドレスに、ユサナ社の商標、商号、サービス名、サービスマーク、製品名、または他に派生する文言を使用、登録、販売すること。
- (B) 下記の資料等について文章又は電子媒体等により公表する場合、事前にユサナ社の書面による承認が必要です。但し、公表できるのはゴールド・ディレクター以上のランクを達成している会員に限りです。
 - (1) ユサナ社に關係する人物の名前、写真、画像やその他著作物の対象となる一切の資料。
 - (2) ユサナ社が製作した文献、文章、写真、挿絵、著作権を有する資料及びその他ユサナ社の所有物。
- (C) 会員の名刺は、ユサナ社が定める名刺作成の要領に従って作成してください（諸手続き27ページを参照）。

6.4 マスコミからの問い合わせ

会員が、ユサナ社の製品についての体験談、コンペンセーション・プラン、およびビジネス等についてメディア（テレビ、ラジオ、業界紙、電子メディア等）から、取材を受ける場合、事前にユサナ社へ連絡し、許可を受けてください。メディアへの広報活動は、ユサナ社が自ら行います。

第7部 一般消費者への製品販売

7.1 小売販売

会員は一般消費者に対して、愛用価格で購入したユサナ社の製品を販売することができ、小売差益を得ることができます。小売販売をする際は、下記の事項を遵守してください。

- (A) 一般消費者へ、必ず小売販売専用の「小売伝票」に正確な必要事項を記入の上、「お客様控え」を交付すること。
- (B) 「お客様控え」に記載されているクーリングオフに関する事項を必ず口頭で説明すること。

7.2 一般消費者からの返品（クーリング・オフ）

クーリングオフは、特商法に定められた消費者を保護する制度です。会員は、一般消費者がユサナ社の製品の引渡しを受けた日から起算して30日間以内に、当該消費者から申込みの撤回、又は契約の解除の申出があった場合は、速やかに下記のように対応してください。

- (A) いかなる理由であっても、無条件で返品の申出を受けてください。
- (B) 製品と引き換えに、速やかに当該消費者へ、購入金額を全額返金してください。
- (C) 返品に関する費用は会員が負担してください。
- (D) 当該消費者へ損害賠償や違約金等を請求することはできません。
- (E) 返品された製品は、返品手続きの要領に従い、会員が責任をもってユサナ社へ返品してください（諸手続き24ページ参照）。

7.3 小売店舗による陳列、販売

ユサナ社の製品を小売店舗（一般消費者に販売するための常設の店舗）、インターネット・オークション、薬局、その他会員規約7-4に規定されている「サービス関連の店舗」以外で、不特定多数の大衆に対し陳列、販売することは禁止されています。また、会員が、第三者を通じて製品を販売することも認められません。

7.4 サービス関連の店舗による陳列、販売

サービス関連の店舗を所有しているか、サービス関連の店舗に雇用されている会員に限り、事前にユサナ社と個別の確認書を交すことにより、ユサナ社の製品の陳列、販売が許可される場合があります。

「サービス関連の店舗」とは、主にサービスの提供によって収益を得る店舗で、顧客による店舗の利用が会員制や予約制によって管理される、病院・診療所、歯科医院、カイロプラクティック、その他の医療・健康関連サービスの施設、またヘルスクラブ、ジム、理髪店、美容院、ネイルブティック、日焼けサロン、エステティックサロン、その他類似の店舗などです。サービス関連の店舗による製品の陳列、販売の申請は、下記の条件を満たす必要があります。

- (A) 開設者である会員がコミッション獲得資格の条件を満たしていること（会員規約11-1参照）。
- (B) 開設者である会員が事前にユサナ社と製品の陳列、販売にかかる個別の確認書に同意すること（確認書の内容は、店舗の形態によって決められます）。
- (C) 継続して製品の陳列・販売を行う場合、毎年1回更新すること。
- (D) サービス関連の店舗でも、ユサナ社の製品や宣伝用のバナーなどを公衆の目に触れるような店舗の入り口やロビー、または店舗もしくは建物の外に展示・陳列しないこと。

この条項および確認書に定められた内容に違反となる行為が判明した場合、ユサナ社は直ちに店舗での陳列、販売許可を取消すことができ、会員は、製品の陳列、販売を止めなければいけません。また、ユサナ社は、製品の陳列、販売にかかる許可の更新が適当でないと判断した場合、更新しない場合があります。

第8部 製品の保証

8.1 製造物責任保険

ユサナ社は、製品の使用によって生じるクレームを対象とした製造物責任保険に加入しています。一般消費者への製品販売時にクレームを受けた場合は、この保険の対象となります。会員に対して製品に関する損害賠償請求を起こされた場合、速やかにユサナ社へ連絡してください。会員が、会員規約に従って製品を販売した場合にのみ、当該保険の対象となります。会員が、再包装、不適切な製品説明、会員規約、その他ユサナ社との契約内容、法令、規則および条約に違反する表示や説明を行った場合、保険の適用になりません。適用は、保険契約に則って行われます。なお、この製造物責任保険に関する説明は、具体的事故に関する保険の適用を保証するものではなく、また具体的な損害賠償請求にユサナ社が対処する責任を意味するものではありません。

9.1 クーリング・オフ

(A) カスタマ会員のクーリングオフ

クーリングオフについて記載された書面、もしくはユサナ社の製品を受領した日のどちらか遅い方の日から起算して、30日以内にユサナ社に対して、クーリングオフしたい旨を記載した通知書を送付してください。

- ・ いかなる理由であっても会員登録及びユサナ社の製品の売買契約を解除することができます。
- ・ クーリングオフの効力は、書面を発信したとき（郵便消印日付）から発生します。
- ・ 損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。
- ・ 製品の返送料は、ユサナ社が負担します。
- ・ すでにユサナ社が受け取っている製品代金は、速やかにその全額をお支払いします。
- ・ 上記クーリングオフの行使を妨げるために不実のことを告げられ、そのために誤認し、または威迫され、そのために困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、スポンサーからクーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、かつその内容について説明を受けた日から起算して8日間を経過するまでは、書面によりクーリングオフすることができます。
- ・ 過去1年以内に2回以上、ユサナ社の製品を購入していた場合、継続的な購入とみなされクーリングオフは適用されません。

(B) アソシエイト会員のクーリングオフ

「スターターキット」の引渡しを受けた日、またはアソシエイト会員として、ユサナ社の製品の最初の引渡しを受けた日のどちらか遅い方の日から30日以内にユサナ社に対して、クーリングオフしたい旨を記載した通知書を送付してください。

- ・ いかなる理由であっても会員登録の解除及びユサナ社の製品の売買契約の解除ができます。
- ・ クーリングオフの効力は、書面を発信したとき（郵便消印日付）から発生します。
- ・ 契約の解除に伴う、損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。
- ・ すでに受領している「スターターキット」及び製品の返送料は、ユサナ社が負担します。
- ・ すでにユサナ社が受け取っている会員登録料、及び製品代金は、速やかにその全額をお支払いします。
- ・ 上記クーリングオフの行使を妨げるために不実のことを告げられ、そのために誤認し、または威迫され、そのために困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、スポンサーからクーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、かつその内容について説明を受けた日から起算して20日間を経過するまでは、書面によりクーリングオフすることができます。

9.2 クーリング・オフ期間以降の返品

返品の手続きの日付時点において、過去1年以内に購入かつ、返品する製品の納品明細書があり、ユサナ社へ返品到着時、品質保証期間もしくは賞味期限が終了しておらず、汚れ、潰れや破れ等の損傷がなく、何の変更も加えられていない未使用・未開封のユサナ社の製品（プロモーション用資料等を含む）であれば、製品代金の100%で払い戻しを受けることができます。この場合の返送料は当該会員の負担となります。返送中の損傷や返送した製品がユサナ社に到着する前の紛失が起きた場合、返品した会員の責任となります。また返品の結果として、当該返品の対象製品に応じた受領済のコミッションおよびボーナスに相当する金額を払戻金より差引きします。この返品額（製品が不良の場合を除く）の累計が3万円（消費税込）以上となった場合、会員資格にかかる契約は解約されます。なお、会員登録料および更新料は、返金の対象外となります。手続きは「諸手続き24ページ」をご参照ください。

万が一、会員と小売客との間で商品販売契約が解除された場合は、ユサナ社が会員と連帯して責任を負います。

9.3 返品の影響

会員が購入した製品を返品した場合、ユサナ社は、返品製品の受領後、3週間以内に返品された相当分のポイントを、アップラインのGSV（グループ・セールス・ボリューム）に反映させ、そのコミッション並びにボーナスを調整します。

9.4 製品の交換

ユサナ社の製品が輸送中に破損したり、注文と異なる製品が発送されたり、あるいは配送された製品が不良品であった場合、ユサナ社は、新しい製品と取替えます。その場合、ユサナ社は関連する送料を合理的な範囲で負担します。

その他製品の交換については、交換の申出の日付において、過去90日以内に購入された未使用・未開封の製品であれば、他の製品と交換することができます。この場合、送料は全て当該会員の負担となります（ユサナ社からの配送手数料は、600円（消費税別）を頂きます）。手続きは「諸手続き24ページ」をご参照ください。なお、旧製品から新製品への交換、1度交換した製品、会員規約を逸脱しコミッション、ボーナス獲得およびランク昇格を目的として購入した製品は当該規定の対象外となります（製品が不良の場合を除く）。

第10部 抗弁権の接続

割賦販売法に基づき、会員は、会員とユサナ社およびスポンサーとの間で生じている以下の事由をもって、クレジットカード会社又は信販会社等に対する支払請求を拒むことができます（「抗弁権の接続」という）。

- (A) ユサナ社およびスポンサーに下記のような債務不履行などがある場合
- (1) 注文製品の全部又は一部の提供がない場合
 - (2) 注文製品の引渡しが約束の期日より遅れた場合
 - (3) 製品、権利又は役務に瑕疵がある場合
 - (4) 見本・カタログ等と現物が相違している場合
 - (5) 条件となっている製品、権利、役務の履行がなされない場合
- (B) 売買契約もしくは役務提供契約に下記のような問題がある場合
- (1) 脅迫、強要され契約された場合
 - (2) 詐欺の場合
 - (3) 錯誤による意思表示の場合
 - (4) その他、契約成立の意思表示に瑕疵がある場合

第11部 コミッション(報酬)・ボーナスの支払及び手数料

会員には、コンペンセーション・プランに基づいてコミッションおよびボーナスが支払われます。コミッション・ボーナスの支払い及びその他手数料に関する規定は下記の通りです。

尚、日本以外で、ユサナ・ヘルス・サイエンス社の海外市場から発生した実績に基づくコミッションおよびマッチング・ボーナスは、その国で設定されたコミッション・ボリューム・ポイントの換算レートが適用され、その金額は日本円に換算され支払われます。

11.1 コミッション獲得資格の条件

会員がコミッション獲得資格を得るための条件は下記の通りです。

- (A) アソシエイト会員として法律、規則および契約に則ったビジネス活動を行っていること。
- (B) アクティブであること（会員規約1-11参照）。

11.2 コミッションおよびボーナスの支払い

- (A) コミッションは、週の実績に応じて支払われます（各週のコミッションは、当該週の翌週末までに会員の指定口座へ支払われます）。
- (B) コミッションは、ユサナ社のコンペンセーション・プランに従い、あらかじめユサナ社が設定した換算レート（1コミッション・ボリューム・ポイント=1米ドル）を基に計算します。なお、相場の

変動により、変更することがあります。この計算によって算出されたコミッションには、消費税が含まれています。

- (C) リーダーシップ・ボーナスは、週の実績に応じ、為替相場を基にユサナ社が設定した換算レートで計算し、当該週のコミッションと合わせて翌週末までに、会員の指定口座へ支払われます。
- (D) その他のボーナスについては、別途定められる条件に則って支払われます。

コミッション明細書が届かない場合は、当該明細書にかかる週の土曜日から、または計算などに誤りがある場合は当該明細書が到着した日から、30日以内にユサナ社へ報告してください。ユサナ社は、会員がユサナ社に対して債務を負う場合、コミッションやボーナスからその債務を差し引くか、または債務の弁済があるまでコミッションやボーナスの支払いを留保して延期する権利を有します。

11.3 事務手数料

コミッション明細書の取得方法は、郵送による方法とオンライン（会員専用ページ）による方法から選択できます。会員登録時および選択しない場合は、オンラインによる取得方法となります。

- (A) 郵送：支払い事務手数料として1回の支払いに対し2コミッション・ボリューム・ポイント（上記換算レートによる2米ドル）が差し引かれ、会員の登録住所へ郵送されます。
- (B) オンライン：コミッション明細書をオンラインからダウンロードする方法を選択した場合、郵送はされず事務手数料は無料となります。

第12部 会員の解約

12.1 会員による自主解約

会員は、契約を解約したい旨を書面でユサナ社に通知することにより、任意にいつでも契約を解約することができます。会員は、ID番号、氏名、住所、解約の理由などを記入した書面に署名の上、ユサナ社へ提出してください。ユサナ社に書面が到着した日をもって、解約日とします。

解約後、当該会員のBCは、そのまま消去されずに残りますが、自らのダウンロードによる将来の売上げに対しコミッションを獲得する権利、ランク、会員資格に伴う権利・特典を失います。尚、返品の結果として返品額の累計が3万円（消費税込）以上となった場合、契約は解約されます。

12.2 ユサナによる解約

ユサナ社は、会員が下記の事由のいずれかに該当し、会員規約13-2の手続きによって解約処分が決定された場合、当該会員の会員資格にかかる契約を直ちに解約することができます。その場合、ユサナ社に登録されている会員の住所宛に、書面でその旨を通知します。解約日は、解約通知書に記載した日付となり、その時点から解約の効力が生じます。

- (A) 特商法、割賦販売法、薬事法、健康増進法、その他関連法令に違反する行為、または犯罪などの社会秩序に反する行為を行った場合。
- (B) 会員規約等、契約の内容に違反したとユサナ社が判断した場合。
- (C) ユサナ社のイメージを著しく損なった場合。
- (D) 財産状態が著しく悪化した場合（破産手続きその他法的整理手続きの開始の申立て、支払不能、仮差押え・仮処分・強制執行を受けたとき、または滞納処分による差押えを受けたとき、ユサナ社に対する既払ボーナスの返還債務等の債務が定められた期限内に弁済されないとき等）や、当該会員との間で健全なユサナ・ビジネスの継続が困難になったとユサナ社が判断した場合、またはユサナ・ビジネスを健全に運営するために必要な理解や判断を行うことができないと、ユサナ社が判断した場合。

ユサナ社により解約された当該会員のBCは、オープン番号を入力し、当該会員の情報は消去されます。

12.3 解約の効果

- (A) 会員資格にかかる契約が解約（終了）またはユサナ社により解約された場合、その理由を問わず会員は、会員資格にかかるすべての権利を失います。
- (1) 製品の購入や販売活動をする
 - (2) スポンサー活動をする
 - (3) コミッションの請求権
 - (4) アソシエイト会員を対象としたユサナ社や会員が主催する各種ミーティングへの参加
 - (5) チームマネージャーの利用やその他のビジネス活動

- (B) ユサナ社より解約された会員は、解約後1年間は会員登録の再申込はできません。但し再申込をする際、再び会員登録を許可すべきである理由を書面でユサナ社のコンプライアンス部宛に提出してください。再登録の可否は、ユサナ社所定の判断基準により決定されます。

会員資格にかかる契約を解約した会員が、上記に該当する活動に参加していることが判明した場合、再登録を承認しない場合があります。再登録後に判明した場合、再登録の会員資格を解約する場合があります。

12.4 無活動ルール

会員は、会員資格を解約してから6ヶ月が経過すると、自身が選択するスポンサーの下で、再登録を申請することができます。会員資格の解約後6ヶ月間は、カスタム会員として製品を購入することができます。会員資格を解約すると、コミッションやボーナス獲得など全ての権利を失います。解約した会員は、ユサナのアソシエイト会員としての活動、ユサナ製品の販売活動、ユサナのロゴが入った販売促進資料の利用を中止しなければなりません。解約した会員が、他人の名前、法人名、配偶者の名前や偽りの名前等を使って会員登録およびビジネス活動に参加することは禁止されています。既存の会員が、解約した会員をビジネス活動に参加させることも禁止されています。

第13部 罰則及び措置

13.1 契約違反の報告

会員は、法令、規則、会員規約及び他関連契約条項に違反している会員を見つけた場合は、直ちにユサナ社へ書面で報告してください。

13.2 契約違反の調査および処分の決定

- (A) ユサナ社は、対象となる会員（以下「調査対象会員」という）に対し、契約違反の報告に基づき、口頭または書面によって通知します。
- (B) ユサナ社は、調査対象会員に対し、前項に基づく通知の日から、最低5日以上後の期日を定めて口頭または書面により自己の見解を述べまたは答弁をする機会を与えます。ユサナ社は、この通知を出してから、最終的な決定を下すまで、調査対象会員の特典、製品の発注、スポンサー活動、コミッションの支払およびその他のビジネス活動を一時停止させる権利を有します。調査の結果、調査対象会員が契約違反をしていないと判断されると、支払停止となっていたコミッションは、獲得当時の換算レートで支払われます。
- (C) 調査対象会員に対する措置（会員規約13-3参照）は、ユサナ社が入手した情報や調査により判明した事実および調査対象会員から提出された情報に基づき、米国ユサナ本社のコンプライアンス委員会決定されます。ユサナ社は、当該決定に基づき、調査対象会員に対する措置を執行します。なお、決定結果は、調査対象会員へ通知され、かかる措置は、決定通知の日付をもって有効となります。

13.3 制裁措置

会員が、法令、規則、会員規約及びその他関連契約条項に違反した場合、ユサナ社は、諸般の事情を考慮した上で、違反した会員に対して以下のいずれか1つ、もしくは複数の処分を科します。

- (A) 口頭もしくは文書による、注意・警告処分
- (B) 再教育処分

- (C) 契約の遵守および契約違反を是正する確約
- (D) コミッション・ボーナスの支払停止、既払いコミッション・ボーナスの返還
- (E) 資格認定、称号、特典（研修の招待、認定証、ピンバッジの保有資格等）の取り消し・返還
- (F) 会員の特典やサービス利用等の一時停止（プロベーション）の適用（ユサナ社による会員のビジネス活動の確認期間）
- (G) ビジネス活動（発注、スポンサー活動、オンラインサービスの利用、その他会員の全部又は一部の権利および役務）の停止
- (H) 会員資格にかかる契約の解約処分

13.4 異議申し立て

会員は、ユサナ社のコンプライアンス部に会員資格にかかる契約の解約処分に対し、異議申し立てをすることができます。異議申し立ては、ユサナ社からの解約通知に記載された日付から15日以内に、下記送付先へ書面で提出してください。

書面送付先：

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-1-9 市ヶ谷MSビル2F

ユサナ・ヘルス・サイエンス・ジャパン合同会社

コンプライアンス部宛

Fax：0120-537-880

15日以内に、この異議申し立てがユサナ社に到着しない場合には、書面による会員資格にかかる契約の解約が最終通知となります。異議申し立てが期限内に提出された場合、米国ユサナ本社のコンプライアンス委員会で、会員資格にかかる契約の解約処分を再検討し、他の適切な処分の可能性を考慮した上で、その結果を当該会員へ書面で通知します。このコンプライアンス委員会での決定が最終決定となります。

第14部 不可抗力による履行の遅延

ストライキ、労働問題、暴動、戦争、火事、天災、原材料供給の削減または中断、政府の通達、命令などの不可抗力により、ユサナ社が履行義務を遅延せざるをえなかった場合、また履行されなかった場合について、ユサナ社は一切の責任を問われません。

第15部 分離性

会員規約の一部の規定が無効、違法、強制執行不能とされた場合、ユサナ社は当該規定を修正または削除することができます。いずれかの条項や規定が修正または削除されても、残りの条項や規定は影響を受けず、引き続き効力を有します。

第16部 準拠法及び管轄権

会員資格の登録にかかる全ての契約は日本の法令に準拠し、これに従って解釈されます。会員資格の登録の全ての当事者は、これに拘わるすべての紛争について、東京地方裁判所の専属的裁判管轄権に服するものとします。

第17部 個人情報について

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、電話番号、住所、生年月日などから、特定の個人を識別できる情報を意味

します。尚、この個人情報には、他の情報と容易に照合することができ、特定の個人を識別できる情報を含みます。

「個人情報の保護に関する法律」とは、情報化社会の発展と共に、個人に関する情報が入手、利用、開示されて、プライバシーやその他の個人の権利の侵害が起きないように、個人情報の正しい取り扱いやその保護について基本となる事項を定めた法律です。

17.1 個人情報保護方針

この規定は、ユサナ・ビジネスに関する個人情報の取扱いについて適用されるものです。ユサナ社が、業務上取扱うアソシエイト会員、カスタマ会員および一般消費者などの個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」、および社団法人日本訪問販売協会によるガイドライン等に準拠した自主的なルール及び体制を確立し、以下の通り、「個人情報保護方針」を定め、これを施行します。なお、この内容については継続的に見直しを行うとともに、その改善・向上につとめます。この「個人情報保護方針」は、ユサナ社のホームページ (<http://www.usana.com/>) でもご覧いただけます。

- (A) この基本方針を実行するため、個人情報保護に関する規定を策定し、ユサナ社の従業員等に周知徹底し、その改善・維持につとめます。
- (B) 個人情報の取得については、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法による取得はしません。また、取得に際しては、予めその利用目的を書面等により明示するか、ユサナ社のホームページにより公表します。
- (C) 個人情報の利用は、個人情報の主体である本人に通知するか、ユサナ社のホームページで公表した範囲内で、具体的な業務に応じて、権限を与えた者のみが業務上必要な限りにおいて行うものとします。
- (D) 個人情報への不正なアクセス及びその紛失、破壊、改ざん、漏えい等を予防するため、合理的な安全対策を講じると共に、必要なのは正措置を実施します。
- (E) 個人情報の第三者への提供については、ユサナ社のホームページに、提供される個人情報の項目、利用目的等必要事項を公表します。
- (F) 個人情報の主体である本人より、自己の情報について開示、訂正、追加、削除、利用停止等の求めがあるときは、これに対応します。
- (G) 個人情報の取扱いに関する苦情、相談に対し、適切かつ迅速な対応につとめます。
- (H) 通話内容に関する事実確認、正確な回答、電話マナー向上のため等の目的で、電話での通話内容を録音する場合があります。

17.2 ユサナ社の個人情報に関する取扱いについて

(A) 保有する個人情報について

ユサナ社は、会員がアソシエイト会員またはカスタマ会員として登録することにより、以下の個人情報を取得し、保有します。なお、本人から情報を収集する場合だけではなく、ビジネス活動の過程で必然的に収集する情報（ユサナ社に対する債権・債務状況、ビジネス状況等）および、第三者からの相談等により間接的に収集する情報もあります。

- (1) 氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、口座番号等、「アソシエイト会員登録申込兼同意書」および「カスタマ会員登録申込書」に記載された事項
- (2) コミッションやボーナスに関する事項（金額、ポイント、支払時期、種類、明細等）
- (3) 製品発注、返品に関する事項（発注製品、支払額、配送先、明細等）
- (4) 転居、共同申込者の追加・削除等に伴う変更手続き、資格解約手続き等に基づく事項（住所、電話番号、変更事由、解約事由等）
- (5) 当社に対する債権・債務に関する事項（債権・債務額、当該債権・債務発生理由等）
- (6) 資格達成時、イベント等において撮影される映像、写真、音声
- (7) その他ビジネスに関する事項

(B) 保有する個人情報の利用目的について

登録されたアソシエイト会員およびカスタマ会員の個人情報は以下の目的に利用します。

- (1) 登録したアソシエイト会員およびカスタマ会員との契約締結後の管理のため
- (2) 注文および返品処理、関連するアフターサービス実施のため
- (3) キャンペーン、会社主催セミナー、新製品情報その他の各種情報提供などのサポートのため
- (4) コミッションやボーナスを振込むため
- (5) 系列上位のアソシエイト会員に対し、会員の購入実績等の情報を提供することで、グループ内のビジネス活動を円滑化するため
- (6) ユサナ社が必要だと判断する範囲内において、本人またはグループ等関係者にビジネス状況の確認、トラブル処理、ビジネスの活性化等を目的として連絡または情報提供するため
- (7) 本人または第三者からの相談等を記録、管理するため
- (8) 市場調査、データ分析、アンケート等を実施するため
- (9) ユサナ社の業務委託先または提携先へ必要な範囲内において預託するため
- (10) 海外や国内での招待研修（コンベンション等）を手配・運営するため

(C) 個人情報の第三者提供について

ユサナ社が取得した個人情報は、ユサナ・ビジネスの遂行の為に必要な範囲内において、下記の第三者に開示する場合があります。

- (1) 系列上位のアソシエイト会員（チームマネージャーを利用して開示する場合を含む）
具体的な項目としては、ID番号、氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、共同申込者の氏名、スポンサー氏名、登録日、購入実績、返品実績、ポイント（PSV/GSV、ボーナス、資格等）、更新状況、その他ビジネス状況があげられます。
- (2) ユサナ社と提携関係にある事業者（例えば、製品の配送業者等）
- (3) 金融機関等（コミッション・ボーナス計算およびユサナ・ビジネス遂行上問題解決等のため）
- (4) 裁判所、警察またはこれに準じた公的機関から照会があった場合

(D) 個人情報の処理に係る外部委託について

ユサナ社が保有する個人情報は、製品・各種印刷物等の発送、システム構築、市場調査、国内外セミナーを行う目的等で必要な範囲内において、当社との契約に基づき守秘義務を負う業務委託先に預託しており、当該委託に際しては、当該委託先との間で必要な契約を書面により締結するとともに、必要かつ適切な管理監督を行っています。

(E) 個人情報の開示、訂正・追加または削除の請求について

個人情報の開示、訂正・追加または削除の請求は、原則として当該個人情報の情報主体である本人に限り、合理的な範囲内において対応いたします。その場合、ユサナ・カスタマーサービスまでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒102-0073
東京都千代田区九段北4-1-9 市ヶ谷MSビル2F
ユサナ・ヘルス・サイエンス・ジャパン合同会社
ユサナ・カスタマーサービス：0120-537-817
(月～金、10：00～13：00、14：00～18：00、祝休)

(F) 本取扱いに不同意の場合の措置

ここに記載の個人情報の取扱いにつき、同意いただけない場合には、会員登録をお受けできない場合があります。

(G) 個人データの保護対策について

ユサナ社が保有する個人情報については、当社規定の安全管理措置により、必要なセキュリティ対策が講じられています。また、当社の役員、従業員（派遣社員も含む）および業務委託先へ適切な監督を行い、保有する個人情報の管理には万全を期しています。

17.3 会員による個人情報に関する取扱いについて

この規定は、アソシエイト会員が、ユサナ・ビジネスに関連する個人情報を取り扱う際に、遵守すべき項目を説明しています。アソシエイト会員およびカスタマ会員登録希望者や一般小売客の個人情報については、取得した会員の責任において厳重に保管、管理し、第三者への漏洩など問題が起きないようにしてください。特に、パソコンおよび携帯電話から、オンライン上で閲覧できるチームマネージャーの取扱いについては、厳重に注意してください。

(A) 個人情報の取得・利用について

- (1) 口頭、書面をはじめ、いかなる取得方法においても、スポンサー活動を行うなどして、アソシエイト会員およびカスタマ会員登録希望者等から個人情報を取得する場合には、個人情報の取り扱いや利用目的などについて、「会員登録申込書」に記載の「個人情報の取扱いについて」や「ユサナのご紹介（概要書面）」に基づいて、十分な説明を行い、同意を得てください。
- (2) スポンサー活動や小売活動により取得した個人情報をユサナ・ビジネス以外の目的で利用しないでください。
- (3) DLMに含まれている会員の個人情報を、一部または全部を複製頒布、その他の方法で他の会員、同業他社その他の第三者に開示・漏洩しないよう、取扱いには厳重に注意してください。
- (4) 個人情報を取得する場合には、嘘やその他不正な手段を利用しないでください。

(B) 個人情報の管理

- (1) 他の会員の個人情報について、変更が生じた場合には、本人からユサナ社へ連絡するように伝えてください。自らの個人情報について、変更となった場合には、速やかにユサナ社へお知らせください。
- (2) 自ら取扱う個人情報の漏洩、滅失、毀損、または個人情報への不正なアクセスを防止するために必要な措置を講じてください。例えば、会員の住所録や組織の図などは、必要がない時には、きちんと鍵の閉まる所に保管してください。お客様の電話番号が履歴に入った携帯電話等は外出先では、手元から離れた場所に置かないでください。

(C) 個人情報の第三者への開示、提供

取得した個人情報を本人の同意なく第三者に開示、提供してはいけません。取得した会員の個人情報を他の会員と共有する場合、必ず本人の同意を得てください。

(D) 開示要求・苦情等への対応

会員の個人情報について、本人から以下のような申出があった場合には、速やかにその旨を本人からユサナ社へ連絡するように伝えてください。

- (1) 個人情報の開示を求められた場合
- (2) 自己の情報に関して事実ではないという理由で訂正等を求められた場合
- (3) 自己の情報が不当に取扱われている、不当に取得されている、または不当に第三者に提供されているという理由で、利用停止などを求められた場合
- (4) その他、本人から個人情報の取扱いに関して苦情などの申出があった場合

(E) 運用管理

個人情報の取扱いに関して、本人から苦情や各種問い合わせなどがあった場合には、ユサナ社は関連する会員に対して、聞き取り調査をはじめとした確認作業をすることがあります。この規則に違反した場合、ユサナ社は諸般の事情を考慮した上で、当該会員に対して契約に基づき、厳重な措置を科す場合があります。

会社概要

- ①会社名称：ユサナ・ヘルス・サイエンス・ジャパン合同会社
- ②事業内容：栄養補助食品、食品、化粧品、日用雑貨の輸入販売
- ③所在地：
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-9 市ヶ谷MSビル2F
TEL：03-5215-3050（代表）
FAX：03-5215-3052（代表）
ホームページ：http://www.usana.com/

④注文・お問合わせ

（ユサナ・カスタマーサービス）TEL：0120-537-817

⑤物流センター：

〒143-0006 東京都大田区平和島1-2-30
センコー平和島PDセンターB棟 2階
ディー・アイ・ロジスティクス㈱内

⑥加盟団体：公益社団法人日本訪問販売協会 東京商工会議所



USANA.com

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-9 市ヶ谷MSビル 2F